



2026.冬号

No.21

# 知的 財産

## Newsletter

判例

動画共有サイトにおける通知フォームからの  
権利侵害通知の不法行為該当性

判例の解説ポイント

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、2081年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

大江橋法律事務所  
OH-EBASHI

## 判例

## 動画共有サイトにおける通知フォームからの権利侵害通知の不法行為該当性

石津 真二  
Shinji Ishizuka

PROFILE はこちら

知財高裁(2部)令和7年10月16日判決(令和7年(ネ)第10037号)裁判所ウェブサイト〔通知フォーム事件〕

裁判例はこちら ▶

## 1. 事案の概要

本件は、原告らが、被告に対し、被告がインターネット上の動画共有サイトであるYouTube(「ユーチューブ」)を運営するGoogle LLC(「グーグル」)に対して、原告らがユーチューブにおいて投稿した動画について、ユーチューブにおける動画の投稿が著作権侵害、プライバシー侵害又は名誉毀損に該当することを通知するための各フォームから通知をしたことが違法であると主張して、民法709条に基づき、損害賠償を求めた事案です。

本件では、著作権侵害フォームからの通知においては著作権侵害に係る内容は記載されておりませんでした。実際にはパブリシティ権に係る内容の通知がなされており、「その他の法的問題」をカバーするフォームは存在するものの、被告は当該フォームではなく著作権侵害フォームを用いていました。原告らは、著作権侵害フォームからの通知がなされた場合、グーグルが米国DMCAに準拠した手続きに則り原則として動画を削除する一方で申請の却下は例外であるから、通知者は通知が正確であることを確認したうえで通知を行う注意義務を負っていたと主張しました。

原告らは、プライバシー侵害通知フォームからの通知において被告の氏名が用いられていることを被告が通知したことについて、100万人を超える登録者が存在するユーチューバーである被告の氏名はプライバシーに該当しないと主張しました。また、原告らは名誉毀損通知フォームからの被告による通知内容についても、被告は名誉毀損又は侮辱に当たらない内容を通知したと主張しました。

さらに、原告らは、被告による一連の通知は、原告らの表現活動を委縮させる目的であったとも主張しました。

## 2. 裁判上の判断

結論として、原審(東京地裁)、知財高裁とともに、原告らの請

求を棄却しました。以下では、知財高裁で引用された原審の判断内容をも踏まえ、知財高裁の判断内容を紹介いたします(下線は筆者によります。)。

まず、知財高裁は、著作権侵害通知フォームによる通知に關し、以下のとおり判断しました。

✓グーグルは、著作権侵害通知フォームの必要事項に記載があれば無条件に削除していたわけではなく、一定の審査を行っていたこと、グーグルには、利用規約上、契約違反や第三者に損害を与える場合などコンテンツの内容が相当ではないと合理的に判断した場合には、独自の裁量によりコンテンツを削除する権利が留保されていたことを踏まえれば、著作権以外の権利の侵害の疑いがある場合において、本来利用すべきフォームではなく、著作権侵害通知フォームを利用して通知をしたからといって、直ちに通知の対象者との関係で、違法な行為をしたということはできない。

✓ただし、グーグルに対して著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合には、動画を投稿した者は、相応の対応をする必要があり、対応をしなかった場合には当該動画を削除されたり、チャンネル全体を削除されたりするおそれがあるものといえる。そうすると、ユーチューブにおいて動画を投稿した者の表現活動や事業活動を妨害するなど、専ら不当な目的で著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合、通知の回数、内容及び態様によっては、上記通知をすることが、当該動画を投稿した者の法律上保護される利益を侵害するものとして違法となる余地がある。

✓もっとも、原告らが被告の氏名等を無断で 使用したり、強く批判する言動を複数回行うなど、被告の利益を侵害する可能性のある行為をしていたことが認められる以上、被告がグーグルに権利侵害の通知をすることは、「専ら不当な

次ページへ続く ▶



「目的」によるものとまでは認めることはできない。

次に、知財高裁は、プライバシー侵害通知フォームによる通知に関し、以下のとおり判断しました。

- ✓ グーグルは、プライバシー侵害通知フォームから通知する際に、自分のプライバシー又は安全性が侵害されている場合や自分が取り上げられて不快に感じている場合に、自分の氏名ないし画像が映っていることを通知することを求めているにとどまり、当該通知に係る動画の内容が、法律上のプライバシー権侵害に当たることまでは求めていないといるべきである。
- ✓ そうすると、法律上のプライバシー権侵害に当たる事実がないのにプライバシー侵害通知フォームから通知するこ<sub>とが、通知の対象者との関係で、直ちに違法であるということはできない。</sub>
- ✓ 少なくとも動画に被告の氏名が使用されていたこと等を踏まえると、被告がことさらに虚偽の事実や法律関係に基づく通知をしたとは認められず、被告が「専ら不当な目的」でプライバシー侵害通知フォームからの通知をしたと認めることができない。

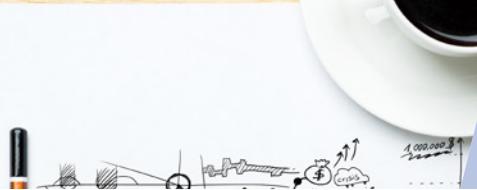
さらに、知財高裁は、名誉毀損通知フォームによる通知に関し、以下のとおり判断しました。

- ✓ グーグルは、名誉毀損通知フォームから通知する際に、動画中の文言を特定して、当該文言により自らが誹謗中傷されていることを通知することを求めているにとどまり、当該通知に係る動画の内容が、法律上の名誉毀損ないし侮辱に当たることまでは求めていないといるべきである。
- ✓ そうすると、法律上の名誉毀損ないし侮辱に当たる事実がないのに名誉毀損通知フォームから通知することが、通知の対象者との関係で、直ちに違法であるということはできない。
- ✓ 通知において報告する文言の内容には、「やっていることが実際詐欺」「詐欺師か IQ 3 以下の無能」「絶対に成功しない」等といった名誉毀損又は侮辱を構成する可能性のある表現が記載されていたことから、名誉毀損通知フォーム

の悪用に当たるとする余地もない。

### 3.コメント

本判決は事例判決ですが、著作権・パブリシティ権・商標権・プライバシー権等の自らの権利が侵害されていると考える場合において、動画共有サイトにおける報告・通知をする場合には、報告・通知に関する動画共有サイト側の対応に関する規約等の内容との関係で、通知の法的正確性をどの程度事前に確認しておくべきかが判断されたとした点において、一定の参考になると思われますので、ご紹介する次第です。



廣瀬 崇史

Takashi Hirose

PROFILE はこちら

## 判例の解説ポイント

本件においては、原告らが、被告の氏名や顔写真等を用いた被告に対する批判的内容を含む動画（「本件各動画」）を動画共有サイトのYouTube（「ユーチューブ」）に投稿していたところ、被告が、ユーチューブを運営するGoogle LLC（「グーグル」）に対して、著作権侵害通知フォーム、プライバシー侵害通知フォーム及び名誉毀損通知フォーム（「本件各通知フォーム」）を用い、著作権侵害・プライバシー権侵害・名誉毀損があるとする通知（「本件各通知」）を行いました。原告らは、本件各通知により動画が削除等の措置を受けたとして、原告らの表現や事業活動を不当に妨害する不法行為であると主張し、被告に対して、民法709条に基づく損害賠償（慰謝料、逸失利益、弁護士費用）を求めました。原審の東京地裁<sup>1</sup>は、原告らの請求を全部棄却し、原告らは控訴しましたが、知財高裁も、原告らの控訴をいずれも棄却しています。本件における、裁判所の判断の要点は、例えば、次のものが挙げられます<sup>2</sup>。

- ・グーグルは、著作権侵害通知フォームの必要事項に記載があれば無条件に削除していたわけではなく、一定の審査を行っている（現に被告が行った著作権侵害フォームによる削除申請の中にも拒否されている例がある）こと、利用規約上、コンテンツの内容が相当ではないと合理的に判断した場合には、独自の裁量により削除する権利が留保されていたことも併せ考えると、著作権以外の権利の侵害の疑いがある場合において、本来利用すべきフォームではなく、著作権侵害通知フォームを利用して通知をしたからといって、直ちに通知の対象者との関係で、違法な行為をしたということはできない。
- ・ユーチューブにおいて動画を投稿した者の表現活動や事業活動を妨害するなど、専ら不当な目的で著作権侵害通知

フォームからの通知がされた場合、通知の回数、内容及び態様によっては、通知をすることが、当該動画を投稿した者の法律上保護される利益を侵害するものとして違法となる余地がある。

- ・本件では、原告らは、原告らが被告の氏名等を無断で使用することや、強く批判する言動を複数回行うなど、被告の利益を侵害する可能性のある行為をしていたので、被告の侵害通知は、専ら不当な目的によるものとは認められない。
- ・（プライバシー侵害通知フォームからの通知がされた場合、動画の投稿者は相応の対応をする必要があり、対応しない場合には対象動画やチャンネル全体の削除のおそれがあることから）専ら不当な目的でプライバシー侵害通知フォームからの通知がされた場合、通知の回数、内容及び態様によっては、上記通知をすることが、動画を投稿した者の法律上保護される利益を侵害するものとして違法となる余地がある。
- ・しかし、利用規約において、プライバシー侵害通知フォームからの通知に係る動画の内容が、法律上のプライバシー侵害に当たることまでは求められていないこと、本件各動画の中に被告の氏名が使用されていたものが含まれること等を踏まえると、被告がことさらに虚偽の事実や法律関係に基づく通知をしたとは認められず、被告が「専ら不当な目的」でプライバシー侵害通知フォームからの通知をしたと認めることができない。

以上のように、プラットフォーマー側がコンテンツの内容が相当ではないと合理的に判断した場合には裁量により削除する権利を留保していること、投稿の削除に関して一定の審査をしていること、プライバシー侵害の通知フォームの利用が厳格な

<sup>1</sup> 東京地判令和7年3月11日（裁判所ウェブサイト令和5年（ワ）第70125号）

<sup>2</sup> 紙面の関係で、名誉棄損通知フォームに関するものは割愛しています。判決書及び2025年12月号「動画共有サイトにおける通知フォームからの権利侵害通知の不法行為該当性」をご参照ください。

次ページへ続く ↗

法律上の権利侵害に当たることまでを要求していないことなどを前提として考慮し、本件各通知フォーム選択に誤りがある場合や、通知の前提となっている法的評価に誤りがある場合でも、虚偽の事実や法的関係に基づくのではなく、一定の権利侵害の可能性を基礎づける具体的な事実に基づいて通知した場合であれば、直ちには、違法とはならない（直ちに不法行為を認定するべきではない）という判断をしている点で、本件は、権利侵害通知の適法性（違法性）を検討する際に、実務上参考になるものといえます。

権利侵害通知の適法性・違法性の判断は、実務上問題となることが多い論点であることから、以下、本件のほかに参考となる近年の裁判例をいくつか紹介します。

例えば、本件において、原告らは、著作権侵害通知をする者に予め注意義務を課している旨などを認定したように読み得る令和4年の大阪高裁の判決<sup>3</sup>（「令和4年大阪高裁判決」）を引き合いに出し、通知の違法性を認めるために「専ら不当な目的で著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合」であることを要件とすることは不合理と主張していました。令和4年大阪高裁判決は、ユーチューブに編み物の動画を投稿していたA（「被控訴人」）が、同様の編み物の動画を公開していたB1・B2（「控訴人」「控訴人ら」）が共謀してユーチューブに対し被控訴人の投稿した動画を対象とする著作権侵害通知を提出して当該動画を削除させた行為を違法であると主張して損害賠償の支払を求め、請求が認容された事例です。令和4年大阪高裁判決では、ユーチューブが原則として著作権侵害の実体的判断をなさないため、著作権侵害通知が潜在的には濫用的に用いられる可能性があることから、著作権侵害通知をする者に予め注意義務を課して濫用的な著作権侵害通知をなさないよう対策を講じており、著作権侵害通知をする者が、上記のような注意義務を全くさずに漫然と著作権侵害通知をし、当該著作権侵害通知が法的根拠に基づかないものであることから、結果的に著作権侵害に当たらない動画を削除させて投稿者の利益（正当な理由なく投稿動画を削除されないことについて、法律上保護される利益）を侵害した場合、その態様如何

によれば、当該著作権侵害通知をした行為は、投稿者の法律上保護される利益を違法に侵害したものとして、不法行為を構成するというべきであるとされ、かつ、事実認定において、控訴人の行為について、不法行為を構成するというべきであると認定していました。

本件において、知財高裁は、「専ら不当な目的で著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合」であることを要件とすることは、令和4年大阪高裁判決と整合するとの判断を示しています。具体的には、知財高裁は、令和4年大阪高裁判決の事案は、被控訴人がユーチューブに投稿していた編み物の動画について、同様の編み物の動画を公開していた控訴人らが、その著作物性及び著作権侵害の有無について十分に検討することなく著作権侵害通知を行い、被控訴人からの問合せにも誠実に対応せず、脅迫的言辞を弄して和解契約の締結を求めるなどし、その言動からは、著作権侵害通知の制度を利用して、競業者となるような編み物動画の投稿者らの動画を削除するよう不当な圧力をかけようとしていたことを推認することができるような事案であり、令和4年大阪高裁判決の事案において「専ら不当な目的で著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合」であることを違法性の要件とした場合でも、違法性を認めることができたということができるから、同要件を要求することが同判決の趣旨に沿わないものということはできないと判断していました。

ほかにも参考になるものとして、不正競争防止法（「不競法」）に関する裁判例ですが、2024年3月号「アマゾンへの著作権侵害の申告が不正競争行為に該当すると判断した事例」で紹介した令和6年の大阪高裁の判決<sup>4</sup>（「令和6年大阪高裁判決」）が挙げられます。令和6年大阪高裁判決では、アマゾンサイト上に開設したサイトにおいて、C及びDが同種製品を販売していたところ、Cのサイト上に掲載された画像及び商品名がDの著作権を侵害している旨をアマゾンに申告したDの行為について、Cが不競法2条1項21号の営業誹謗行為（信用毀損行為ともいいます。）に該当する旨を主張し、これが認められ

<sup>3</sup> 大阪高判令和4年10月14日（裁判所ウェブサイト令和4年（ネ）第265号、同第599号）

<sup>4</sup> 大阪高判令和6年1月26日（裁判所ウェブサイト令和5年（ネ）第1384号、同第1886号）

ています。令和6年大阪高裁判決で、裁判所は、Dの主張する著作権侵害について、そもそもDの著作物性が認められない、一部Dの著作物性が認められるものについても類似性が到底認められない状況(虚偽の事実)を認定し、その上で各申告の違法性や過失の有無などについて、権利侵害申告をする者は、申告に当たり、権利侵害の客観的根拠があり、かつ違法であることについて調査検討すべき注意義務を負っていると解すべきとした上で、各申告が虚偽の事実の告知に当たることは必要な調査検討をすれば容易に明らかになるにもかかわらず、Dは漫然と各申告をしたことで注意義務を怠ったと認定し、さらに、Cの代理人弁護士から通知を受けてもしかるべき調査検討をしなかったこと、度重なるCからの問合せ等に対して対応をしないまま各申告を繰り返していたこと等から、著作権の正当な権利行使の一環として各申告をしたのでなく、Cの出品を妨害することによって営業上優位に立とうとして各申告をしたことがうかがわれるとの認定をしています。令和6年大阪高裁判決は、ユーチューブの事例ではない上、不競法に関するものですが、著作権侵害通知について、虚偽の事実の告知に当たることが必要な調査検討をすれば容易に明らかになるにもかかわらず漫然と通知を繰り返したこと、かつ、弁護士からの通知を受けても調査をしなかったことなどが考慮され、正当な権利行使とならず不正競争行為に該当すると認定されたものであることから、侵害通知の適法性(違法性)について判断する際の考慮要素にどのようなものが該当するかについて参考となる部分があります。

さらに、令和7年2月の知財高裁の判決<sup>5</sup>(「令和7年2月知財高裁判決」)においても、ユーチューブの投稿動画について、著作権侵害がないにもかかわらず、著作権侵害申告をした行為につき、人格的利益や表現の自由の侵害等に係る不法行為は成立するかが判断されています<sup>6</sup>。令和7年2月知財高裁判決は、将棋のAI解説動画などを投稿するYouTuberであるEが、ユーチューブにおいて、解説動画を投稿するチャンネルを運営している中、囲碁及び将棋を中心としたコンテンツを配

信、放送する株式会社であるFが、著作権侵害通知をした事例です。令和7年2月知財高裁判決は、著作権侵害がないにもかかわらず著作権侵害申告がされて一定期間ユーチューブにおける動画の公開が停止され、著作権侵害があると考えて著作権侵害申告したことについて過失がある場合、一定期間動画が削除(配信停止)されたことにより、動画の配信がされていれば得られるはずであった収入を得られなかったという経済的損害について不競法2条1項21号(虚偽告知)、4条に基づく損害賠償が認められるとしても、それ以外に動画投稿者の表現の自由その他の権利又は法律上保護される利益が違法に侵害されたとは認められず、不法行為の成立は認められないしました。その上で、知財高裁は、著作権侵害がないことを認識しながら、特定の動画投稿者について多数回にわたって著作権侵害申告を行い、動画の公開を妨げるような場合や、著作権侵害がないことを明確に認識してなくとも、著作権侵害申告を行う目的やそれに伴う行為の態様等の諸事情に鑑み、著作権侵害を防ぐとの目的を明らかに超えて動画投稿者に著しい精神的苦痛等を与えるような場合は、動画投稿者の法律上保護される利益が違法に侵害されたものとして、例外的に不法行為の成立が認められる場合があるというべきであるとの考え方を示しました(ただし、事実認定においては、Fが過失の存在を積極的に争わないことをもってFに過失を認定しつつ、Fが著作権侵害のないことを認識しながら意図的に著作権侵害申告を行ったことを認めるに足りる証拠はないし不法行為の成立は否定されています)。このように、侵害通知の適法性(違法性)に関し、令和7年2月知財高裁判決では、著作権侵害の有無に関する申告者の認識内容、侵害申告の回数、著作権侵害申告の目的やそれに伴う行為の態様、投稿者への影響等が考慮され得ることが伺えます。

以上のように、各裁判例において、必ずしも一律の判断基準や考慮要素が示されているわけではないことに留意が必要であると考えられます。本件のように、専ら不当な目的で通知がなされたか否かや、通知の回数、内容及び態様を考慮すること

<sup>5</sup> 知財高判令和7年2月19日(裁判所ウェブサイト令和6年(ネ)第10025号、同第10039号)

<sup>6</sup> なお、令和7年2月知財高裁判決は、著作権侵害申告が不競法2条1項21号に規定する不正競争行為(虚偽告知)に該当するとの主張を被控訴人が争っていない前提で、不競法2条1項21号(虚偽告知)・4条に基づく損害賠償以外に、人格的利益や表現の自由の侵害等に係る不法行為は成立するかが判断されたものであることに留意が必要です。



は有用であると考えられるものの、私見では、実務において、侵害通知の適法性(違法性)を検討する際には、これらに加えて、各関連裁判例でそれぞれ重視されていると考えられる各要素を複数参考とし、諸般の事情を総合して判断することが、有用となる場合が想定され得ると考えられます<sup>7</sup>。

例えば、侵害通知が虚偽の事実や法的関係に基づくものになっているか否か、明らかに権利侵害が否定される状況であることを認識しながら通知を行っているか否か、当該認識がなくとも侵害がないことを容易に判断できる状況か否か、権利侵害の可能性があることを基礎づける具体的な事実(真実)に基づいた侵害通知か否か、侵害通知の内容に一定の相当性があるか、侵害通知の頻度や回数の多寡、侵害通知を行うに際し(又は侵害通知を継続する中で)専門家の関与があるか否か、投稿者が侵害通知を受けた際の対応態度や主張内容、侵害通知者とのやり取りの内容、侵害通知者と投稿者の関係性(同種のことを行っているか、競業しているか等)、投稿内容自体と侵害通知者との関係、侵害通知者の行為による投稿者への影響、推測される侵害通知の目的を、総合的に検討することが望ましい場合が生じ得ると考えられます。本件や関連する裁判例の紹介が少しでも皆様の侵害通知に関する実務対応の参考になることがあれば幸いです。

<sup>7</sup> 東京高判平成14年8月29日判時1807号128頁では、最判昭和63年1月26日民集42巻1号1頁における訴えの提起が違法になる場合の考え方方が、特許権侵害訴訟についても適用されるべきである旨が示され、かつ、「特許権者が、事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は、特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされている事実調査及び法律的検討をすれば、事実的、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのにあえて警告をなした場合には、競業者の営業上の信用を害する虚偽事実の告知又は流布として違法となると解すべき」とされ、特許権者の権利行使の一環としての外形をとりながらも、社会通念上必要と認められる範囲を超えた内容、態様となっているかどうかについては、「当該警告文書等の形式・文面のみならず、当該警告に至るまでの競業者との交渉の経緯、警告文書等の配布時期・期間、配布先の数・範囲、警告文書等の配布先である取引先の業種・事業内容、事業規模、競業者との関係・取引態様、当該侵害被疑製品への関与の態様、特許侵害争訟への対応能力、警告文書等の配布への当該取引先の対応、その後の特許権者及び当該取引先の行動等の、諸般の事情を総合して判断するのが相当」であるとされており、不競法に関する事例ではありますが(またユーチューブに関する事例ではありませんが)、当該裁判例も、侵害通知の適法性について考慮すべき要素の参考になります。